

○車両運転技能検定実施要綱の制定について

(平成13年7月24日甲通達養第53号)

この度、別添のとおり「車両運転技能検定実施要綱」を制定したので通達する。

なお、静岡県警察車両運転技能検定制度について(昭和49年甲通達警ほか第12号)は、廃止する。

別添

車両運転技能検定実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、車両運転技能検定(以下「技能検定」という。)の実施に関して、静岡県警察職員の術科技能等の検定に関する訓令(平成5年県本部訓令第9号。以下「訓令」という。)に定めるもののほか必要な事項を定める。

第2 技能検定の受検対象者

技能検定の受検対象者は、警察官、警察行政職員及び会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)とする。ただし、会計年度任用職員については、真に当該職員が公用車の運転をする必要があると所属長が認めるものに限る。

第3 技能検定の種別等

1 技能検定の種別は、次のとおりとする。

- (1) 大型自動車技能検定
- (2) 普通自動車技能検定
- (3) 自動二輪車技能検定

2 技能検定の級位、運転できる車両の種類及び運転の条件は、別表第1のとおりとする。

第4 技能検定の方法

1 審査の種類

技能検定は、運転適性検査(以下「適性検査」という。)、学科審査及び技能審査によって行うものとする。

2 適性検査

適性検査は、科学警察研究所編集のペーパーテスト、検査機器等を使用して行う。ただし、過去に実施した適性検査の結果が、別表第2で定める合格基準を満たす者については、適性検査の実施を要しない。

3 学科審査

学科審査は、車両の運転に必要な知識について、択一式又は正誤式の筆記審査により行う。

4 技能審査

技能審査は、運転免許センター等の場内コースにおいて次により行う。

(1) 技能審査実施者

技能審査は、自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年県公委規則第6号）第20条第1項に規定する技能試験官（以下単に「技能試験官」という。）又は当該技能審査に必要な知識及び技能を有する者として県本部教養課長（以下「教養課長」という。）が指名する者（以下「運転技能審査官」という。）が行う。

(2) 使用車両

技能審査に使用する車両は、次に掲げる技能検定の区分に応じ、それぞれ次に定める種類の車両とする。

ア 大型自動車技能検定 中型自動車（長さ、幅及び高さを考慮し、大型自動車の技能審査に支障を及ぼすおそれがないと教養課長が認めるものに限る。）又は大型自動車

イ 普通自動車技能検定 普通自動車（オートマチック式に限る。）

ウ 自動二輪車技能検定 普通自動二輪車

(3) 走行コース

走行コースの設定基準は、運転免許試験コースに準ずる。

(4) 技能審査の課題等

技能審査は、別表第3に掲げる課題を正確な操作及び法令の履行によって、安全、円滑かつ機敏な走行ができることを審査することにより行う。

(5) 指示説明

技能試験官又は運転技能審査官（以下「審査官等」という。）は、技能審査に当たりコースの走行順序、課題、事故防止その他必要事項を指示するものとする。

(6) 技能審査実施者の同乗

技能審査は、審査官等が受検者の運転する車両に同乗して行う。ただし、自動二輪車技能検定の技能審査については、同乗以外の方法で行う。

(7) 審査の範囲

技能審査は、乗車する時から走行を終わり下車するまでの間の全てを対象に行う。

(8) 採点

採点は、技能審査成績表（様式第1号）により行う。

第5 技能検定の受検資格等

1 技能検定の受検資格及び合格基準は別表第2のとおりとする。

2 前記1の規定にかかわらず、会計年度任用職員の受検資格は、普通自動車技

能検定2級のみとする。

- 3 前記1の規定にかかわらず、別表第2の受検資格により普通自動車技能検定2級を受検した者が、同表の普通自動車技能検定1級の合格基準に達している場合において、次のいずれにも該当する者であるときは、普通自動車技能検定1級に合格したものとみなす。

- (1) 別表第2で定める普通自動車技能検定1級の免許資格を有している者
- (2) 当該検定の受検前2年間に重大な責任のある交通事故を起こしたことがない者
- (3) 第9の1に規定する合格の取消し等を受け2年を経過していない者でないもの
- (4) 警察官又は警察行政職員

第6 実施通知等

- 1 教養課長は、技能検定を実施しようとするときは、あらかじめ日時、場所、技能検定の種別その他必要な事項を所属長に通知する。
- 2 所属長は、前記1の規定による通知を受けたときは、当該技能検定に係る自所属の受検希望者について、車両運転技能検定受検申請書(様式第2号)及び車両運転技能検定受検者名簿(様式第3号)により、教養課長に申請する。

第7 合格通知

教養課長は、訓令第4条の規定により合格者を決定したときは、その結果を所属長に通知するものとする。

第8 特例措置

- 1 大型自動車技能検定2級に合格した者で、別表第2で定める普通自動車技能検定1級の受検資格を有しているものは、普通自動車技能検定1級の級位を認定されたものとみなす。
- 2 別表第2で定める大型自動車技能検定1級の受検資格を有する者が、大型自動車第二種免許を取得した場合は大型自動車技能検定1級の級位を、同表で定める普通自動車技能検定1級の受検資格を有する者が、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を取得した場合は普通自動車技能検定1級の級位を、それぞれ認定することができ、その手続は次のとおりとする。
 - (1) 所属長は、自所属の職員がこれらの免許を取得したときは、車両運転技能検定認定申請書(様式第4号)により教養課長に申請する。
 - (2) 教養課長は、認定の可否を決定したときは、当該所属長に通知するものとする。
- 3 会計年度任用職員のうち、かつて県警察、他の都道府県警察、警察庁その他の警察機関に任用されていた者で、当該警察機関において、その在職中に別表第2に規定する普通自動車技能検定2級以上に相当する級位を有してい

たものについては、普通自動車技能検定2級の級位を認定することができ、その手続は次のとおりとする。

- (1) 所属長は、自所属の会計年度任用職員が普通自動車技能検定2級の認定を希望するときは、真に当該職員が公用車の運転をする必要があると認められる場合に限り、会計年度任用職員車両運転技能検定認定申請書(様式第5号)により教養課長に申請する。
- (2) 教養課長は、認定の可否を決定したときは、当該所属長に通知するものとする。

第9 合格の取消し等

- 1 技能検定に合格した者又は第8の規定により級位を認定された者が、別表第4に掲げる処分基準に該当したときは、技能検定の合格若しくは認定を取り消し、又は級位の格下げ(以下「合格の取消し等」という。)を行うものとする。
- 2 所属長は、技能検定の級位を保持する自所属の職員が、心身の障害その他の事由により公用車の運転をすることが適当でないと認めるときは、その事由がやむまでの間、公用車の運転を禁止することができる。

第10 車両運転技能検定委員会

- 1 第9の1の規定による合格の取消し等を慎重かつ公正に行うため、県本部に車両運転技能検定委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長には警務部長を、委員には県本部警務課長、教養課長及び県本部監察課長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員長が招集する。
- 4 委員会は、別表第4に規定する処分基準に基づき、合格の取消し等について審議を行う。
- 5 委員会の庶務は、県本部教養課において処理する。
- 6 教養課長は、委員会の審議の結果について、当該職員が所属する所属の長に通報するものとする。

第11 技能検定の級位の取得状況等の管理

- 1 教養課長は、警察官及び警察行政職員の技能検定の級位の取得状況等について、静岡県警察職員情報管理システムで管理する。
- 2 教養課長は、会計年度任用職員の技能検定の級位の取得状況等について、別に定める台帳で管理する。

第12 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、技能検定の実施に関し必要な事項は、教養課長が別に定める。

別表第1(第3関係)

運転できる車両の種類及び運転の条件

種別	級位	運転できる車両の種類	運転の条件
大型自動車技能検定	1級	大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車	—
	2級	同上	緊急自動車の運転は、職務遂行上特に必要な場合に限る。
普通自動車技能検定	1級	中型自動車 準中型自動車 普通自動車 (現に受けている免許の種類及び現に付されている免許の条件に応じ、運転することができる車両に限る。)	1 中型自動車及び準中型自動車の緊急自動車の運転は、21歳に達した者で、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年に達しているものに限る。 2 普通自動車の緊急自動車の運転は、普通自動車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が2年に達している者に限る。
	2級	同上	1 緊急自動車の運転は、職務遂行上特に必要な場合に限る。 2 中型自動車及び準中型自動車の緊急自動車の運転の条件は、普通自動車技能検定1級と同じ。
自動二輪車技能検定	1級	大型自動二輪車 普通自動二輪車 (現に受けている免許の種類に応じ、運転することができる車両に限る。)	—
	2級	同上	緊急自動車の運転は、職務遂行上特に必要な場合に限る。

備考

- 1 緊急自動車とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定するものをいう。
- 2 普通自動二輪車のうち小型限定(総排気量0.125リットル以下)を運転する場合は、技能検定を要しないものとする。